

石岡市教育バス運行事業計画（変更なし）

1 事業名称

石岡市教育バス運行事業

2 事業の目的

児童・生徒に対する通学手段の確保を中心としつつ、学校行事やその他市の行事を含めた多岐にわたる教育バスの活用を目的とする。

3 事業の内容

石岡市教育バスの運行

① 石岡市教育バスの運行エリアは石岡市全域及びあらかじめ決められた路線とする。ただし、対象の児童・生徒の乗車のみを可能とする。

・石岡市全域及びあらかじめ決められた路線の他、学校行事等での活用においては市域外への乗り入れも行う。

② 石岡市教育バス運行の種類は児童・生徒輸送と学校行事等とし、児童・生徒輸送については、石岡市が定める小学校及び中学校の指定された児童・生徒とする。

・児童輸送を行う小学校は次の3校とする。

石岡市立石岡小学校、石岡市立東小学校、石岡市立柿岡小学校

・生徒輸送を行う中学校は次の2校とする。

石岡市立八郷中学校、石岡市立石岡中学校

③ 石岡市教育バスの運行時間帯は次のとおりとする。

・児童輸送は、小学校の始業時刻及び下校時刻を考慮したものとし、原則として、午前7時～午前8時10分、午後2時～午後3時、午後3時～午後4時の1日3便とする。

・生徒輸送は、中学校の始業時刻及び下校時刻を考慮したものとし、原則として、午前7時～午前8時10分、午後4時～午後5時、午後5時～午後7時までの間で1時間の1日3便とする。

・休校日の生徒輸送については、午前8時～午前9時、午後0時～午後1時、午後4時～午後5時の1日3便とする。

・登下校以外の時間帯については学校行事や市の行事等への活用を行う。

④ 石岡市教育バスの運行車両及び台数は次のとおりとする。

市が所有するバス 3台

・中型バス（42人乗り）3台（石岡小学校、東小学校、柿岡小学校及び八郷中学校）
・車両を運行主体に貸与して運行する。

運行主体が所有するバス 8台

・中型バス（42人乗り）4台（八郷中学校及び柿岡小学校）
・マイクロバス（29人乗り）4台（石岡中学校）
・運行主体が運行する。

⑤ 石岡市教育バスの運賃は次のとおりとする。

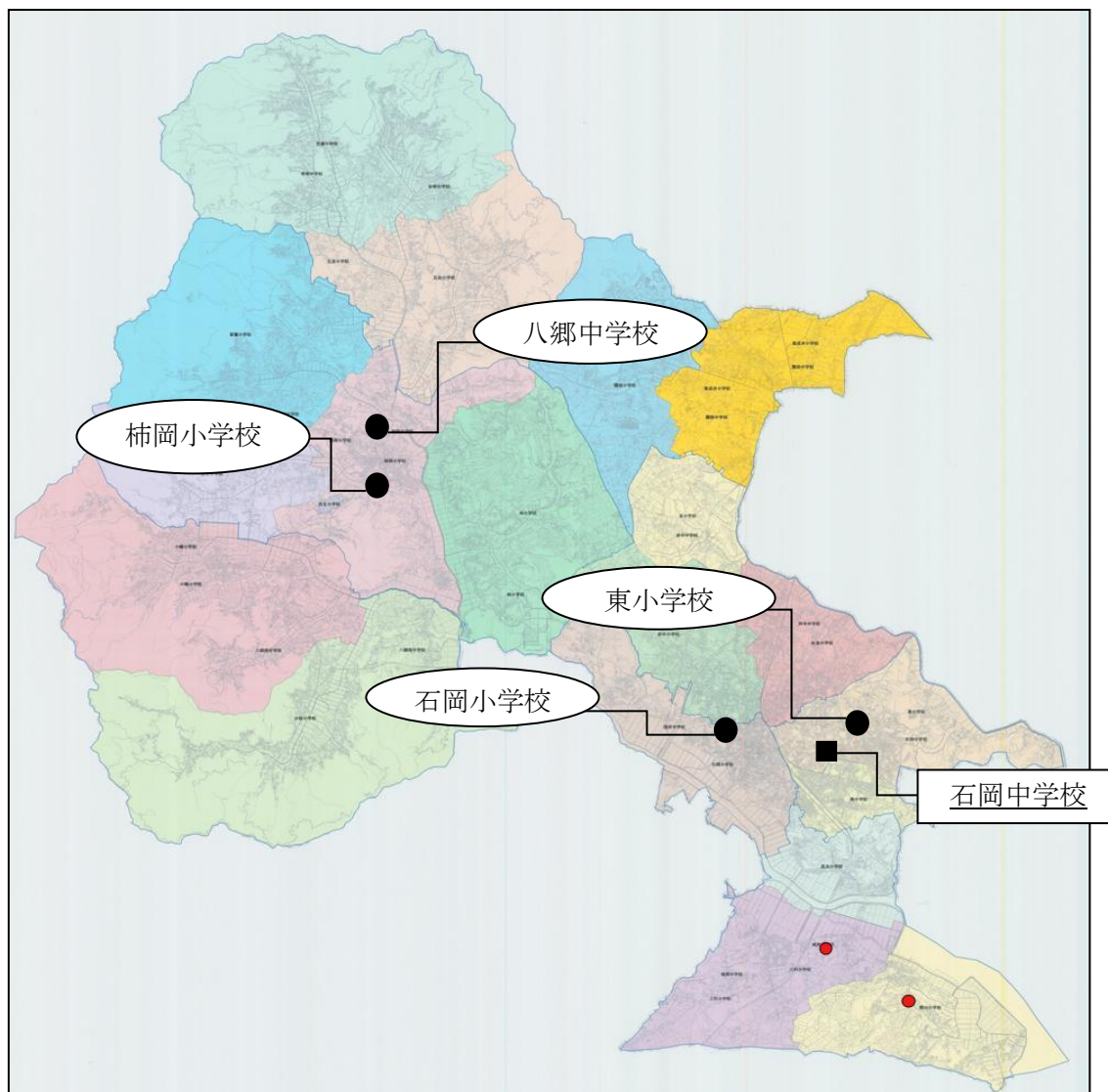
・事前に教育委員会に届出を提出し、承認を得ている児童・生徒を対象とする場合

児童・生徒が登下校ともに利用する場合 1人につき月額2,000円

児童・生徒が登下校のどちらかを利用する場合 1人につき月額1,000円

- 児童・生徒が登下校のどちらか1回利用する場合 1人につき1乗車あたり100円
- ⑥石岡市教育バスの定期券及び乗車券は次のとおりとし、運行主体が発行及び運賃収受をする。
- ・児童生徒定期券（往復月額2,000円券、片道月額1,000円券）
 - ・児童生徒乗車券（100円券）

【運行に関すること】



● 中型バス（42人乗り）

- ・石岡市全域及びあらかじめ決められた路線を運行するが、3つの小学校（石岡小学校，東小学校，柿岡小学校），2つの中学校（八郷中学校，石岡中学校）の登下校を最優先とした運行とし，登下校以外の時間帯に学校行事や市の行事への活用を行う。
- ・学校行事や市の行事への活用は市域外へ出ることもある。
- ・車両台数については中型バス7台（石岡小学校，東小学校，柿岡小学校，八郷中学校），マイクロバス4台（石岡中学校），とする。